

平成 29 年 1 月 27 日

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号  
大和証券投資信託委託株式会社

## 「スチュワードシップ監督委員会」の設置について

当社は、スチュワードシップ活動におけるガバナンス強化及び利益相反管理の充実を目的として、平成 29 年 1 月 30 日付で「スチュワードシップ監督委員会」（以下「監督委員会」といいます。）を設置することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社のスチュワードシップ活動については、従前より経営と運用の分離の観点から、運用本部長（CIO）の統轄の下、スチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」での審議を経て、組織的に運営しております。このたび設置する監督委員会は、運用本部長（CIO）が決定したスチュワードシップ活動に関する重要事項及び「スチュワードシップ委員会」の審議事項・報告事項に関する報告を受け、スチュワードシップ活動全般の監督をするとともに、必要に応じてスチュワードシップ活動の改善の勧告等を行います。また、監督委員会における決議事項・報告事項は、取締役会に報告されます。

監督委員会は、委員長及び構成員の過半数を社外取締役とすることで、経営・執行に対して独立性を担保し、牽制機能を果たす体制といたしました。

上記の体制の下、当社はこれからも、投資先企業との「建設的な対話」の促進等、より充実したスチュワードシップ活動を行ってまいります。

以 上